平成30年度　第4四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：九州電力（株）川内原子力発電所

作成責任者：統括原子力運転検査官　川ノ上　浩文

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者回答日	事業者の処置状況
1	平成31年1月21日	森園 川越 佐々木	保修課副長	【現場シーケンス訓練Ⅰ（全交流動力電源喪失）】 重大事故等発生時においては、保修対応要員は緊急時対策本部の設置状況に応じて、当直課長又は指揮者の指示に基づいて作業準備を行うとともに、当直課長又は指揮者に対して作業完了等の連絡を行う必要があるが、保修対応要員が使用する全ての手順書において、当直課長の指示により作業準備を行うこと及び当直課長に作業完了の連絡を行うことが緊急時対策本部の設置状況に拘わらず単一的に定められていることを気付き事項として指摘した。	平成31年1月22日	【事業者の見解】 保修対応要員は、緊急時対策本部の設置状況に応じて指揮者の指示に基づいて作業準備を行うとともに、指揮者に対して作業完了等の連絡を行うこともあることから、今後、「保安規定に基づく保修業務要領」を改正し、緊急時対策所本部等の設置状況に合わせて手順書に記載された「当直課長」を「指揮者」に読み替えることを追記する。
					平成31年2月8日	【改善措置状況の確認】 「保安規定に基づく保修業務要領」の上記の改正（平成31年2月8日）を行った。
2	平成31年1月23日 平成31年1月25日	川ノ上 森園 川越 佐々木 米丸 中村	訓練センター所長	【現場シーケンス訓練Ⅰ（全交流動力電源喪失）】 本設の海水ストレーナ設置場所は、海水ストレーナに接続された海水配管が床面（グレーチング）から半分程度が突き出ていたり、手すりで囲まれた海水ストレーナの作業場所の一部が吹き抜けで作業ができない場所があったりするが、モックアップの設置場所は、海水配管や作業ができない吹き抜け部分が考慮されていないこと等を気付き事項として指摘した。	平成31年1月30日	【事業者の見解】 今後、海水ストレーナのモックアップの作業環境を改造し、本設の海水ストレーナ設置場所の作業環境と同程度とする。
3	平成31年1月24日	川ノ上 森園 川越 佐々木 米丸 中村	訓練センター所長	【現場シーケンス訓練Ⅰ（全交流動力電源喪失）】 宮山池取水ピットから1号機用の中間受槽までの間のホースの敷設において、ろ過水貯蔵タンク付近でホースを鋭角的に折り返して敷設したため、通水した際にホースが屈曲（キンク）し、また、訓練終了までそのままの状況であったことから、ホース敷設時の最小曲げRの考慮、屈曲（キンク）発生時の対応等について気付き事項として指摘した。	平成31年1月30日	【事業者の見解】 今後、訓練テキストの注意事項に、ホースを敷設する際、ホースの曲がりを緩やかにする旨を追記するとともに、訓練開始前においても注意喚起する。
					平成31年2月4日	【改善措置状況の確認】 訓練テキストの注意事項に上記の事項を追記し、現場シーケンス訓練Ⅱの関係者事前打合せの場においても注意喚起を行った。
4	平成31年2月21日	川ノ上 森園 川越 佐々木 米丸 中村	保修課副長	【現場シーケンス訓練Ⅱ（雰囲気圧力・温度による静的負荷）】 「大容量空冷式発電機用燃料タンクへの燃料給油手順」に、燃料油貯蔵タンクのマンホール内の酸素濃度の判定値及び燃料油貯蔵タンク1Aから燃料油を全て抜き取った後の他の燃料油貯蔵タンクから燃料油を抜き取る手順が明確に定められていないことを気付き事項として指摘した。	平成31年2月27日	【事業者の見解】 今後、当該手順を改正し、酸素濃度の判定値及び燃料油貯蔵タンク1Aから燃料油を全て抜き取った後の他の燃料油貯蔵タンクから燃料油を抜き取る手順を追記する
					平成31年3月1日	【改善措置状況の確認】 当該手順の上記の追記（平成31年3月1日）を行った。

平成30年度　第4四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：九州電力（株）川内原子力発電所

作成責任者：統括原子力運転検査官　川ノ上　浩文

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者回答日	事業者の処置状況
5	平成31年3月8日	川ノ上 森園 佐々木 藤原	安全品質保証統括室課長	【平成30年度第4回保安検査（不適合管理の実施状況）】 業務の要求事項を満足していない事象のうち、業務の実施（結果）に影響があると判断した事象は「不適合管理基準」に基づく管理対象としているものの、業務の実施（結果）に影響がないと判断した事象は不適合として管理されていないため「不適合管理基準」に基づく管理の対象外としている。このため、業務の要求事項を満足していない事象の全てを「不適合管理基準」の中で網羅的に管理し、保安活動の実効性を確保するよう注意した。	平成31年3月12日	「不適合管理基準」を改正し、試運用中のCAPシステムと整合を図るとともに、業務に対する要求事項を満足せず業務の実施（結果）に影響がない事象を不適合として処置することを明確にする。 また、本件を所内に周知し、業務の実施（結果）に影響がない事象もCAPシステムに登録することを所員に認識させる。
					平成31年3月25日	【改善措置状況の確認】 本件を業務連絡票（平成31年3月25日）にて所内に周知を行った。